# 標準旅行業約款(募集型企画旅行契約) 観光庁:消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1条 ちこ >>> 第1条 当法 が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行実制」といいます。)は、このお鉄の定めるところによります。この対鉄に定めのない事項については、法分文は一般に確立された信置によります。
当法人が記らしてせず、かつ、旅行者の不利してるらない。範囲で書面により特約を結んだとき、 は、成立に現まれたのである。 (毎該の変数)

、優、第19条第2項に定める万法によりメロット。 ます。 一年利用日」とは、旅行者又は当法人が募集型企画旅行契約に基づく旅行 はな優務を履行すべき日をいいます。

「松舎の文払人は私保険的を傾行すべきしないいます。 (旅行契約の24条) 第3条 当法人は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当法人の定める旅行日程に従って、運送・信託機関等の提供する運送、信品との他の旅行に関するサービス (以下 旅行サービス) といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理すること引き受けます。

### 第2章 契約の締結

第 5 条 当法人に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当法人所定の申込書 (以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、当法人が別定さる企働の中立金とといいます。)に所定の事項を記入の上、当法人が別定さる企働の中立金としまった。当法人に画信な影の申込みをしまったする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みしまった。今会繁型企画旅行の名称、旅行開始は、会員参子の他の申項(以下次条において「会員書号等」といいます。)と当法人に通知しなければなりません。 第 1項の申込金は、旅行任金以は役前者者しては運給料の一部として取り扱います。 4 募集整企画旅行の参加に際し、特別な起慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとも、当は人は可能な趣間かてこれに応じます。 前項の申出し基づき、当法人が旅行者のために譲じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

の負担とします。 (電路報とよる手格) 6 第一当は人工を与り 6 第一当は人工を対象の手術を受け付けます。この場合、子前の時点では契約は成立しておお す。銀行者は一般人工を与ったがあるのをであるいると、自然人工を与いるとの判断内に、前お す。銀行者は、最後人工を与った場合の多を参加して、後、当社人が立める判断内に、前お 項 収入は第 2 項の定めるところにより、当法人に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通 知しなければなりません。

品では7月1日はタッスといる。 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知が あったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることと

ります。 旅行者が第 1 項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、 (注入は、子約がなかったものとして取り扱います。 (受約締結の推否) (集、当法人は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことが

ョ。 当法人があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満

(2) 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。 (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあ

(3) 旅行者が他の旅行市に迷惑を放はし、人は団が打動の口中はよ来地を知りるのでいかの るとき。 (4) 適信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効 である等。旅行者が旅行代金等に係る債務の一能又は全部を提携会社のカード会員提約 は、他でする状態を対しませた。 (5) 後行者が、当社人は対して参加的な必要を行為、取引団関係企業又は総会屋等 その他の反ともの勢力であると思わられるとき。 (6) 旅行者が、当法人に対して参加的な受験行為、死当な要状行為、取引に関して脅迫的 方言数者しては参加を加り合行な又はよれらに理する行為を行ったと思 しては当法人の業務を指する行為又はよれらに輩する行為を行ったとき。 (7) 旅行者が、風及を流布し、偽計を用い考しくは成力を用いて当法人の信用を契慎し若 しくは当法人の業務を妨害する行為又はよれらに輩する行為を行ったとき。 (8) その他当法人の業務との都合があるとき。 (契約の成立場)

契約介審の変更) 参 当法人は、天災地変、戦息、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、 必需の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得 ・場中部が生じた場合において、旅行の安全かつ円所を実施を図るためたむを得ないとも 旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得だいものである理由及び当該事由と 保限機を参加して、旅行日底、所行すービスの行為での他の事業と回廊所で契めの所 (以下「実現内等」といいます。) を変更することがあります。ただし、類急の場合にお 、やなを含ないときれ、変更低い限明します。

言においては、当近人は、その時間人は厳戚のよりを塗め地面かけ、旅行に並の報を増加と 当該人は、前項の定めると立たできます。 当該人は、前項の定めると立ては、自然でなる機能するときは、旅行開始日の前日から 起来した。かっては、日本に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。 により、その減少額だけ、旅行性会は構造しまり前に旅行をあるときは、同項の定めるところ により、その減少額だけ、旅行性会は構造しまり、即常行の支援に要する費用(当該契約 内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに乗して取消料、適割料その他 医に支払い、以近これから支払からければしたらない。使用を含まます。) の減少又は歯がし にとない、又はこれから支払からければしたが、使用を含みます。) の減少又は歯がし にも強しているが、運送・宿治機関等が当該旅行サービスの機能を行っているにも かかわらず、運送・宿治機関等が当該旅行サービスの機能を行っているにも 場合を除きます。) には、当該契約内容の変更の際にその範囲のにおいて旅行代金の額を変 更することがあります。

があります。 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した で、募集型企画旅行契約の成立後に当法人の責に帰すべき事由によらず当該利 更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更する

ことがあります。 (能行者の交替) \$1.5 象 当法人と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当法人の承諾を得て、契約上の 地位を第二名に削り強すことができます。 旅行者は、前項に定める当法人の承諾を求めようとするときは、当法人所定の用総に所定 の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともは、当法人に提出しなければなりません。 第1項の契約上の地位の譲渡は、当法人の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、 旅行契約上の地位と譲り受ける三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切 の権利及び義務を承護するものとします。

## 第4章 契約の解除

(旅行者の解除権) 第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当法人に支払って募集型企画旅行契

約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当法人は、提携会社 のカードにより所述の伝票への旅行者の署名なくして取消権の支払いを受けます。 旅行者は、次に指する場合において、前年の処定にかかわらず、旅行機動信に取消料を支 払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。 (1) 当法人によって契約付容が変更されたとき。ただし、その変更が別東第2上欄(左欄) に指げるものその他の重要なものであるとさに限ります。 (2) 第14条第119で規定に基づいて旅行な金が構造されたとき。 (3) 天以地底、戦乱、暴動、緩か・衛泊権制等の旅行サービン場供の中止、官公署の命令 不可能となるおとれが振りて大きいとき。 本のないな行うないとなった。 (4) 当法人が統行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったと き

き。 当法人の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施

(5) 当法人の前に場すべき車由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施 が不可能となったとき。 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載 した旅行サービスを受備すると上ができなくのたとを又は当出たがその皆を好けたとき は、第 1 項の規定にかかわらず、股消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領する ことができなくなった部分の契約を解除することができます。 4 前項の場合において、当法人は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができ なくなった部分の場所で者に払い戻します。ただし、前項の場合が当法人の責に 帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消 料、違約料をの他の既に支払い、又はこれから支払かなければならない費用に係る金額を 送り入か有めを旅行者に払い戻します。 (当法人のを旅行者に払い戻します) 第 11 条 当法人は、戊に海バる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集 型企画旅行業がを解析するとかあります。 (1) 旅行者が当法人があらかじめ明えた佐切り、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の 条件を適たしていないととも、

条件を満たしていないことが判明したとき。 (2) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと

められるとき。 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあ と認められるとき。

ると認められる上記ではない。 (A AGEIPTS IT PER AGE 2017) ののでないのとない。 (A SE関心れる) と称です。 (A SE関心れる) と称です。 (A SE関心れる) と称です。 (A SE AGEIPTS IT PER AGEIPTS IT PE

概に使った旅行の安全かつ円荷な英面から明能となり、Xは不り能とならななない。他の て大きいとき。 (8) 画信度契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等。 旅行者が新げん会等に移る情務の一部又上台部を機像会社のカード会員規則に従って が高いました。 が高いました。 が高いました。 が高いました。 が高いました。 はおいて、旅行者がありません。 はおいて、旅行者に、当社人に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約 に対しておければなりません。 当法人は、第1項の契目とおいて旅行者が募集型を画旅行契約を解除したものとします。この場合 において、旅行者に、当社人に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の違約料を 支払わなければなりません。 は、旅行間始日の前日から起算してさかのばって、国内旅行にあっては13日日(日帰り旅 行については、3日日)に当たる日より前来、機分解であったは13日日(日帰り旅 だいて、次行者に通知します。 本でする音を指する場面とより を記されていませた。 またり、 は、旅行間始日の前日から起算してさかのばって、国内旅行にあっては13日日(日帰り旅 行については、3日日)に当たる日より前に、海外衛行とあっては2日目(例2番目)の 定するビーク時に旅行を開始するものについては33日日)に当たる日より前に、旅行を中 本する音を指するに通知します。

き。 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当法人の指 示べの選集、これらの考又は同行する他の旅行者に対する場所では脅迫等により団体行 動の限年を乱」、当該終行の交をつい円滑な繁金がするとき。 旅行者が第1条第3号から第7号までのいずれかに基当することが判明したとき、 天災地震、戦乱、暴動、運送・衛治機関等の旅行サービス機供の止、官公署の命令 その他の当法人の関与上得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となっ

たとき。
- 10.3 アロのエレニ場合でかって、脈行の離棲が不可能となったとき。
- 13人が再復の規定に基づいて募集型企廠旅行契約を解除したときは、当法人と旅行者と
の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が底に機 係を受けた旅行サービスに関する当法人の債務については、有効な弁済がなされたものと します。

す。 (の場合において、当法人は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その 既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたもの 古者に払い戻します。

他の既に支払い、欠はこれかり又なかからいいなった。 を旅行者に払い戻します。 (旅行代金の出戻し) 引象 当法人、第14条第3項から第5項までの規定により旅行代金が減額された場合 又は前3条の規定により募集型企画旅行事時が解除された場合において、指す者であり出め の表しました。 と対して、またした。 と変した。 と変した。 はまたは、旅行者を通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項まで。 起上人は、旅行者を通信契約を締結した場合であって、第14条第3項から第5項ます。 地上人は、財活を通信契約を締結した場合とときは、提供会かの十分会員保証される。 において、旅行者に対し当該金融を払い戻します。 において、旅行者に対し当該金融を払い戻します。 において、旅行者に対し当該金融を払い戻します。 の場所はこる伝承によめる「は実行審論は、24分であり、第14条第1分のカード会員保証し、 後ので、旅行者に対し当該金融を払い戻します。この場合において、当法人は、旅行開始 後の解除による伝承によめては実行審論を一般をした。 の解除による伝承によめては実行審論を一般であるとい。 第17年に対します。 第17年に対します。 第17年に対します。 第17年に対します。 第17年に対します。 第17年に対しては、24分では、2

(現実頻繁後の傳播手記) 第20条 当時人は、第18条前「項第1号又は第4号の限度によって旅行開始後に募集型企 画旅行契約を解除したときは、旅行者の水水に応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻る たかに必要な近常行サービスの手配を引き受けます。 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

(団体・グループ契約) 第21条 当法人は、同じ行 約責任者」といいます。

の規定を適用します。 (契約責任者) 第22条 当治人は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する 旅行者 以下 構成者) といいます。)の募集型企画旅行契約の総誌に関する一切の代理権 を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行要称に関する取引は、当該契 対策任者との即で行います。 2 英約責任者は、当法人が定める日までに、構成者の名庫を当法人に提出しなければなりま。

せん。 当注人は、契約責任者が構成者に対して限に負い、又は料来負うことが予測される債務又 は業務については、何ちの責任を負うものではありません。 当法人は、契約責任者が関係・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あら かじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 第6章 旅程管理

(施援管理) 22 条 当由人は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に 対し放に施げる豪砂を行います。ただし、当法人が旅行者とこれと異なる特別を結んだ場 合には、この限りではありません。 (1) 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められると さは、秦媛型金融旅行興齢に受った旅行サービスの提供を確実に受けられるたるに必要 さは、秦媛型金融旅行興齢に戻った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要

14. 第9年2上回回11人の 計量を書する。 前号の措置を課じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないとさは、代替サ ビスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するとさは、変更後の旅行日程が当 印原旅行程度の最富いからものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を 使するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと回転のとなるよう 移めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。 4. んの権宗)

労のなこと等、契約17省の東東を敷か時にとどめのようカガすること。 (当議入の指す。 第24条、終行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するとさは、旅行を 安全かつ円滑に実施するための当法人の指示に使わなければなりません。 (3業員等の業務) 第25条 (当た人は、旅行の7等により海米県その他の者を同行させて第23条各号に掲げる 第25条 (当た人は、旅行の7等により海米県その他の者を同行させて第23条各号に掲げる

提等の業務):

・当法人は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第23条各号に掲げる
・の他当該整集型企画旅行に付随して当法人が必要と認める業務の全部又は一部を行 ことがあります。 の影楽員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時ま ・

でとします。 (保護措置) 26 集 当法人は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認め たとさは、必要な付職を講することがあります。この場合において、これが当法人の責に 帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した実界は旅行者の利益と、旅行 当在「当該費用を当成人が指定する所則主 なで当然人の指定する方法で支払わなければなり

# 第7章 責 任

第7章 責任 第27章 当法人は、募集型を無路行政制の履行に当たって、当法人又は当法人が第4条の規 定に基づいて手配を代方される 仅下「平低代行者」といいます。)が故意又は過失によ り旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する際に任じます。ただし、損害発生の 型目から起降して2年以内に指為人に対して通知があったときに限ります。 2 旅行者が天災地震、緩乱、暴動、運送・宿日機関等の旅行サービス機供の中止、官公署の命令で他の当法人又は当法人の手配代行者の領集(名称、申申はより損害を破ったとき は、当法人は、前部の場合を除き、その場合を賠償する責任を負うものではありませた。 第7章を表を見まれる。 1 両に対しては、前により、日本の場合を賠償する責任を負うものではありませた。 第2条をの翌日から経日、「国内総行にあっては 14日以内に当法人に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当法人 に故意义は重大な過去がある場合を除きます。として賠償とまた。 (特別補償)第2条 当法人は、前条条件にあるの。 (特別補償) 第28条 当法人は、前条第1項の規定に基づく当法人の責任が生するか否かを問わず、別能 特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体 以は平向物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を考払います。

前項の損害について当法人が前条第1項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべを損害賠償金の額の限度に起いて、当法人が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とかなします。 前項に規定する場合において、第1項の規定に基づく当法人の補償金投資に当法人が輸金第1項の規定に基づいて支払うべき相等配合。前項の規定に基づいて支払うべき相等配合。前項の規定により損害賠償金とかなされる補償金を含みます。)に相当する販売が締結するものとします。 当法人の募集型金融所行参加中の所行者を対象として、別途の所行役金収受して当法人が実施する募集型金融旅行がいては、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

次に掲げる事由による変更 天災地変

ハ 条動

市 省会をの命令

本 運送・信荷機関等の旅行サービス提供の中止

・当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

第16条から第18条までの現定に基づいて募集型金価旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

本本語が成本の表現。

本本語が成本の実現・

該解除された部分に係る変更 当法人が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅 所行金に15%以の当法人が定める都を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1 名に対して1募集型企画旅行につき支払っさき変更補償金の額が1,000円未満であるとき は、当法人は、変更補償金を支払いません。 3 当法人が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更にいて当法人に 第27条第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更にいて当法人に 第27条第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更に係る差更補償金を当法人に返還しなければなりません。この場合、当法人は、 同項の規定に基づき差しがよめっき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償 金の額とを相良した規範を支払います。 (統行者の責任)

類とを相似したスタのとスタル・ティッ **者の責任)** 旅行者の放意又は過失により当法人が損害を被ったとさは、当該旅行者は、損害を ・はによれれません。

30 米 ボロコンルルス・ルール・ル・ルール・ル・ルール・ル・ルール・ル・ルール・ル・ルール・ル・ 新衛性 たければなりません。 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当法人から提供された情報を活用 し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなけれ

ばかりません。 第 称音者は、操行関始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において 速やかにその旨を当法人、当法人の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

(中済業務保証金) 第1条 当法人は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャスタイーストビル)の保証社員になっております。 当法人と募集金血旅行券報から締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供応している弁済業務保証金から 円に造するまで済を受けることができます。 当法人は、旅行業法第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済 素務保証金分組金を納付しておりますので、同述第7条第1項に基づく業業保証金は共統

### 別表第1 取消料(第16条第1項関係)

(1) 次項以外の募集型企画旅行契約			
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 (日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除	旅行代金の20%以内		
する場合 (ロからホまでに掲げる場合を除く。) ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に 当たる日以降に解除する場合 (ハからホまでに掲げる場 合を除く。)	旅行代金の30%以内		
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内		
二 旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%以内		
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内		
(2) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の 規定によります。		

1)取消料の金額は、契約書面に明示します。
2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

区 分	取 消 料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行	契約(次項に掲げる旅行契約
を除く。)	
イ 旅行開始日がビーク時の旅行である場合であって、旅	旅行代金の10%以内
行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当	
たる日以降に解除するとき(ロからニまでに掲げる場合	
を除く。)	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目	旅行代金の20%以内
に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合	
を除く。) ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合 (二に掲げる 場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
	311111422
(2) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90 日目	旅行代金の20%以内
に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる	
場合を除く。)	
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目	旅行代金の50%以内
に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合	
を除く。)	
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目	旅行代金の80%以内
に当たる日以降に解除する場合(二に掲げる場合を除	
く。) ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に	旅行代金の100%以内
<ul><li>- 旅行開始日の前日から延昇してさかのはつて3日日に 当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合</li></ul>	が111く至ップ 100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅	当該船舶に係る取消料の
行契約	規定によります。
	死化によりより。

(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

# 別表第2 変更補償金(第29条第1項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
変更価値並の又払いか必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の 変更	1.5	3. 0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設 (レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の 変更	1.0	2. 0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2. 0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の 変更	1.0	2. 0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港 又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2. 0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2. 0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2. 0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、 景観その他の客室の条件の変更	1.0	2. 0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5. 0

# 標準旅行業約款(募集型企画旅行契約) 観光庁・消費者庁告示第 1号(令和2年4月1日から適用)

- 注1 「除行開始前」とは、当該変更について除行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
  注2 確定書面が女付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合によいで、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容とのはは確定書面の配制内容との関い支更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
  注3 第 3 号 2 以4年 4 号に掲行る変更係の基準機関が信即機の利用を伴うものである場合は、1 泊につき1件として取り扱います。
  注4 第 4 号に掲げる逐連機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
  第 6 号 2 以2 第 7 号 4 区 は 3 名 号 4 区 は 3 名 号 4 区 4 第 9 号 2 区 4 番 号 4 区 4 第 9 号 2 区 4 番 9

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員